

令和元年5月30日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成31年(ネ)第373号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成29年(ワ)第26644号)

口頭弁論終結日 平成31年4月11日

5

判

決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

10

同

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

15

主

文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、 円及びこれに対する平成29年10月3日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

20

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを50分し、

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

(略称は、原判決の例による。)

25

第1 控訴の趣旨

1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

2 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人がインターネット上で行った本件各発言が被控訴人に対する
名誉棄損行為ないし侮辱行為に当たり、これにより精神的損害を被ったと主張
して、被控訴人が控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金

及びこれに対する遅延損害金（起算日は不法行為後の日〔訴状送達の日翌日〕である平成29年10月3日、利率は民法所
定の年5パーセント）の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を 円及び遅延損害金の支払を求める限度で認
容し、その余の請求を棄却した。

これに対し、控訴人のみが敗訴部分の全部を不服として控訴した。

2(1) 前提事実並びに争点及び当事者の主張の要旨は、次のとおり補正するほ
か、原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2に記載のとおりであるか
ら、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 2頁8行目の「活動をしている者である」の次に「(甲8)」を加え
る。

イ 4頁11行目の「本件発言①」を「本件各発言」に改める。

ウ 4頁12行目の「人間」の前に「ばかな」を加える。

エ 4頁21行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「(2) 名誉毀損の免責事由があるといえるか。

(控訴人の主張)

本件各発言が名誉毀損に当たるとしても、免責事由がある。

本件各発言は、社会的にも注目された日航機墜落事故について、
控訴人自らが信じる原因について社会に向けて放送したものであ
る。これは、多くの人の社会的利害に関係する事実であり、社会的

にも正当な関心事であるから、公共の利害に関する事実当たる。

公共の利害に関する事実については、特段の事情のない限り、公益目的の存在が推認され、本件各発言についてもこの推認が働く。また、本件各発言の目的は、控訴人が正しいと考える日航機墜落事故の原因について多くの人に受け入れてほしいとの考えからされたものであり、公益性が認められる。

本件各発言は、日航機墜落事故の原因について意見の対立がある中で、控訴人の見解を理解してもらえないことから、理解力がないということを表現したものであって、発言対象者に対して、実際に脳障害や精神疾患があるとの事実を摘示する意図がなかったことが明らかである。本件各発言に品格や冷静さを欠いた面があったとしても、発言対象者に対する人身攻撃など意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。

(被控訴人の主張)

否認する。

本件各発言は、全くもって公共の利害に関する事実に係るものではないし、その目的が公益を図ることにあるわけでもない。また、控訴人が意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったわけでもない。本件各発言は、被控訴人の知的能力について人格を攻撃する罵詈雑言であって、まさに発言対象者に対する人身攻撃など意見ないし論評としての域を逸脱したものである。本件各発言は、最高裁が示した免責要件を何ら満たすものではない。」

オ 4頁22行目の「(2)」を「(3)」に改める。

カ 4頁24行目の「同No. 5の「内容」欄上段までの本件各表現」を「同No. 6までの本件各発言」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は本判決主文第1項掲記の限度で理由があり、
その余の請求は理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判
決を補正し、下記3のとおり当裁判所の補足的判断を付加するほか、原判決
5 「事実及び理由」中の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 6頁15行目及び同22行目の「本件各表現」をいずれも「本件各発言」
に改める。

(2) 7頁3行目の「おまえみたいな人間」を「おめえみたいな人間」に改め
10 る。

(3) 7頁22行目の「証拠がないこと」の次に「、発言媒体やその態様に照ら
し、視聴者はある程度限定された範囲にとどまること」を加える。

(4) 7頁23行目の「 万円」を「 万円」に改める。

(5) 7頁24行目の「 万円」を「 万円」に改める。

3 当裁判所の補足的判断

15 (1) 控訴人は、控訴人の本件各発言は、控訴人に批判的なグループの考え方そ
のものに向けられたものであり、もっぱら被控訴人にのみ向けられたものでは
ないと主張する。しかしながら、本件発言②は、被控訴人が金平糖（控訴
人によって碧庵名の書込みがブロックされたことから被控訴人が別のハンド
ルネームである金平糖名で書き込んだことが明らかである。甲6の2・N
20 o. 46のコメント）というハンドルネームで書き込んだ発言（日航機事故
に関する控訴人の発言に根拠がない旨をいうもの）に対して「毎回…同じコ
メント打ってんじゃねえよ」とした上、「てめえ」「おめえ」等と、自己に
批判的なコメントを繰り返す発言者（被控訴人）個人を特定した表現で誹謗
25 中傷したものである。このことに、控訴人は、控訴人の上記発言を批判し続
けていることを「荒らし」ととらえ、その中心人物が碧庵（被控訴人）であ

ると認識していたこと（甲5の2・10頁），本件発言①に対し，第三者が「俺はしっかり碧庵さんへの暴言と罵倒は聞いたからな，コメント削除するなよ」とコメントしていることも併せ考えれば，本件各発言が，被控訴人個人に向けられた誹謗中傷であることは優に認められるというべきである。

- 5 (2) また，控訴人は，本件各発言はインターネット上では極めてありふれた類の表現であるから，この程度の表現をもって不法行為とは評価できないなどと主張する。しかしながら，前記のとおり，本件各発言が対象者の人格的価値を貶める内容の誹謗中傷であることは明らかである。仮に，控訴人のいうように，本件各発言に類する誹謗中傷がインターネット上で横行している実情があるとすれば，このことこそが問題視されるべきなのであって，かかる
- 10 実情との乖離を理由に不法行為と評価できないなどという控訴人の主張は，到底採用できない。

第4 結論

以上によれば，原判決は一部失当であるから，本件控訴に基づき，これを変更することとし，主文のとおり判決する。

15

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

20

裁判官

裁判官

25